

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第 14 号
受付日	平成28年 1 月 12 日
送付日	平成28年 1 月 12 日
答弁受理日	平成28年 2 月 5 日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市を民間企業に例えるなら、交野市役所は本店であり、交野市役所職員は民間企業の従業員であり、交野市民の皆様はお客様でございます。

しかしながら、交野市役所＝本店では、交野市民の皆様＝お客様の前で、交野市役所職員＝従業員が昼食時等に平然と飲食をしております。多くの民間企業で考えられない状態であり、また、情報機器等の損壊等にもつながる可能性があります。一定の対策をすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、交野市では、小学生の茶髪は小学校で指導し、中学生の茶髪は中学校の校則で規制する中、交野市役所職員＝従業員による茶髪、金髪、奇抜なヘアスタイル、ハイヒール、厚底サンダル、網タイツ、が散見されます。頭髪・服装、について、一定の規制をすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

## 文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 2月 3日  
担当部局：総務部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

休憩時間においても、市民の皆様にご不便をかけることのないよう窓口や電話対応を行っていることから、自席での昼食につきましても、情報機器等への配慮をした上で一定認められるものと考えております。

また、職員の服装や髪型につきましては、常々、市民に不快感を与えることのないよう、周知しているところでございます。

現状においては、過度に派手な髪型や服装の職員はいないとの認識ではありますが、今後においても、公務員としてふさわしい身なりで職務を行うよう周知してまいります。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 15 号
受付日	平成28年 1月 12日
送付日	平成28年 1月 12日
答弁受理日	平成28年 2月 5日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	健やか部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

市長戦略「2. 行革プラン(1) 民間活力の導入②公立幼稚園(幼稚園と保育所)の運営方法の見直し」にて、公立保育所と民間保育園の市負担比較が掲載されておりますが、民営化の議論をするには情報不足の感が否めませんので、次の点お伺いいたします。

- ・公立0歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・私立0歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・公立1歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・私立1歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・公立2歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・私立2歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・公立3歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・私立3歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・公立4歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・私立4歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・公立5歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担
- ・私立5歳児の児童一人あたりの月額の国費投入、府費投入、市費投入、保護者負担

文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 2月 3日

担当部局：健やか部 こども園課

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

公私立保育所の年齢別 1人当たりの月額費用負担(26年度ベース)

(単位:円)

	年齢区分	月額費用	負担額			
			国	府	市	保護者
公立保育所	0歳児	283,913	—	—	262,095	21,818
	1歳児	154,895	—	—	133,003	21,892
	2歳児	162,663	—	—	136,225	26,438
	3歳児	106,833	—	—	89,325	17,508
	4歳児	66,840	—	—	50,027	16,813
	5歳児	64,987	—	—	48,453	16,534
私立保育園	0歳児	168,662	70,076	35,038	46,012	17,536
	1歳児	98,048	32,454	16,227	29,990	19,377
	2歳児	98,048	32,454	16,227	26,258	23,109
	3歳児	44,847	8,965	4,483	14,838	16,561
	4歳児	38,024	6,328	3,164	12,222	16,311
	5歳児	38,024	6,328	3,164	11,539	16,994

※公立の月額費用は、保育所費を児童数及び保育士配置の人数の按分により算出。

※私立の月額費用は、市内7保育園の平均額。

※保護者負担は、公私立年齢別の平均額。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第 16 号
受付日	平成28年 1 月 12 日
送付日	平成28年 1 月 12 日
答弁受理日	平成28年 2 月 5 日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	企画財政部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

星田北・星田駅北の開発について、ショッピングセンターが約 40%で約 18 ヘクタール、住宅地が約 13%で約 6 ヘクタール、農地が約 17%(開発に反対する農家の方々の土地)で約 8 ヘクタール、道路や公園等の公共用地が約 30%で 14 ヘクタール、と仮定すると、次の計算式のとおり、固定資産税と都市計画税は約 3 億円増加します。

ショッピングセンターの土地

$180000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(路線価)} \times 1.7\%(\text{税率}) = 1 \text{ 億 } 8360 \text{ 万円}$

ショッピングセンターの建物

$100000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(固定資産税評価額)} \times 1.7\%(\text{税率}) = 1 \text{ 億 } 200 \text{ 万円}$

住宅地

$60000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(路線価)} \times 1.7\% \div 6 \text{ (軽減税率※)} = 1020 \text{ 万円}$

※住宅地の固定資産税の軽減措置による

住宅

$30000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(路線価)} \times 1.7\% \div 6 \text{ (軽減税率※)} = 510 \text{ 万円}$

※住宅地の固定資産税の軽減措置による

農地

生産緑地のため固定資産税と都市計画税は極わずかのため除外

公共用地

固定資産税と都市計画税は非課税のため除外

しかしながら、次の地方交付税の算定式を考慮すると、税増収は約 7500 万円にまで縮小します。

地方交付税額 = 基準財政需要額(単位費用 × 測定単位 × 補正係数) - 基準財政収入額(法定普通税収の見込額 × 0.75 + 特例交付金の一定割合 + 地方譲与税)

地方交付税額 =  $-3 \text{ 億} \times 0.75 = -2 \text{ 億 } 2500 \text{ 万円}$

⇒ 税収増は、 $3 \text{ 億} - 2 \text{ 億 } 2500 \text{ 万円} = 7500 \text{ 万}$

そのような状況下において、次の点のご所見をお伺いいたします。

- ・ 事業費支出年度別の事業費支出金額

- ・起債年度別の起債金額
- ・償還年度別の元金及び利息の支払金額

別記様式第2号(第7条関係)

## 文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年2月3日

担 当 部 局： 企画財政部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本議員の文書質問について、  
別紙のとおり答弁いたします。

○星田駅、星田駅北の開発について

・起債年度と起債金額

まず、事業費を 60 億円と想定し、うち国・府補助金を 30 億円見込んだ場合、起債の発行については、平成 29 年度から 32 年度までの 4 年間で総額 27 億円となる見込みです。

・年度別の元金及び利息の支払金額

借入の条件として、上記 27 億円を 4 年間で均等で割り、年 6.75 億円の発行とし、償還期間を元金 3 年据置で 20 年償還、借入利率を 2%と仮定すると、償還総額は元金の 27 億円と利息の 6.3 億円で計 33.3 億円必要となります。償還のピークは平成 36 年度の 2.1 億円で、以降は利息の減により年 3~4 百万円の減少が見込まれます。なお、償還終了は平成 52 年度となります。



別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第 17 号
受付日	平成28年 1月12日
送付日	平成28年 1月12日
答弁受理日	平成28年 2月5日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	都市整備部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

星田北・星田駅北の開発について、ショッピングセンターが約40%で約18ヘクタール、住宅地が約13%で約6ヘクタール、農地が約17%(開発に反対する農家の方々の土地)で約8ヘクタール、道路や公園等の公共用地が約30%で14ヘクタール、と仮定すると、次の計算式のとおり、固定資産税と都市計画税は約3億円増加します。

ショッピングセンターの土地

180000 平米×6 万円(路線価)×1.7%(税率)=1 億 8360 万円

ショッピングセンターの建物

100000 平米×6 万円(固定資産税評価額)×1.7%(税率)=1 億 200 万円

住宅地

60000 平米×6 万円(路線価)×1.7%÷6 (軽減税率※) =1020 万円

※住宅地の固定資産税の軽減措置による

住宅

30000 平米×6 万円(路線価)×1.7%÷6 (軽減税率※) =510 万円

※住宅地の固定資産税の軽減措置による

農地

生産緑地のため固定資産税と都市計画税は極わずかのため除外

公共用地

固定資産税と都市計画税は非課税のため除外

しかしながら、次の地方交付税の算定式を考慮すると、税増収は約7500万円にまで縮小します。

地方交付税額=基準財政需要額(単位費用×測定単位×補正係数)-基準財政収入額(法定普通税収の見込額×0.75+特例交付金の一定割合+地方譲与税)

地方交付税額=-3億×0.75=-2億2500万円

⇒税収増は、3億-2億2500万円=7500万

そのような状況下において、次の点のご所見をお伺いいたします。

- ・事業費を税収増分で回収するために約40年の歳月を要しますが、商業施設の場合、長期間、事業を継続することが難しいのが一般的であり、そのため、土地の所有権の形態によっては、納税能力の喪失により、固定資産税・都市計画税の徴収が困難な可能性も生じますが、そうしたリスクへの対策
- ・商業施設の開業による雇用創出は、パート・アルバイトの就労形態が中心と見込まれますが、パート・アルバイト中心の就労形態では市民税の納税は限定的であることから、就労形態への対策
- ・商業施設によっては、商業施設運営と商業運営とを完全に経営分離し、結果、商業施設所在地に法人市民税法人税割がほとんど納税されないケースが散見されますが、市としての対策

## 文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年 2月 3日  
担当部局： 都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本景 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

- ③ 事業費を税込増分で回収するために約40年の歳月を要しますが、商業施設の永続性や土地の所有形態によっては、固定資産税・都市計画税の徴収が困難な可能性も生じますが、そうしたリスクへの対策

#### （回答）

星田北地区で出店意向がある大型商業施設は、出店にあたり土地区画整理事業における保留地（現在の検討状況による想定は約3万5千㎡）を購入し、不足する土地を長期契約での賃借により確保することで、将来にわたり安定・継続した出店をしたいとの意向を示されています。

- ④ 商業施設の開業により、雇用創出は、パート・アルバイト中心と見込まれますが、そうした雇用創出への市としての対策

#### （回答）

組合施行による土地区画整理事業の実施により魅力ある新たなまちが創出されることが目的であり、事業に伴い大型商業施設が進出されれば、結果的に多くの雇用創出が期待できる、という位置付けのものです。

- ⑥ 商業施設によっては、商業施設運営と商業運営とを完全に経営分離し、結果、商

業施設所在地に法人市民税法人税割がほとんど納税されないケースが散見されますが、市としての対策

(回答)

組合施行による土地区画整理事業の実施に伴い大型商業施設の進出が検討されているものであり、市として企業誘致を対応するものではありません。

以上

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第 18 号
受付日	平成28年 1 月 12 日
送付日	平成28年 1 月 12 日
答弁受理日	平成28年 2 月 5 日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	地域社会部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

星田北・星田駅北の開発について、ショッピングセンターが約 40%で約 18 ヘクタール、住宅地が約 13%で約 6 ヘクタール、農地が約 17%(開発に反対する農家の方々の土地)で約 8 ヘクタール、道路や公園等の公共用地が約 30%で 14 ヘクタール、と仮定すると、次の計算式のとおり、固定資産税と都市計画税は約 3 億円増加します。

ショッピングセンターの土地

$180000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(路線価)} \times 1.7\%(\text{税率}) = 1 \text{ 億 } 8360 \text{ 万円}$

ショッピングセンターの建物

$100000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(固定資産税評価額)} \times 1.7\%(\text{税率}) = 1 \text{ 億 } 200 \text{ 万円}$

住宅地

$60000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(路線価)} \times 1.7\% \div 6 \text{ (軽減税率※)} = 1020 \text{ 万円}$

※住宅地の固定資産税の軽減措置による

住宅

$30000 \text{ 平米} \times 6 \text{ 万円(路線価)} \times 1.7\% \div 6 \text{ (軽減税率※)} = 510 \text{ 万円}$

※住宅地の固定資産税の軽減措置による

農地

生産緑地のため固定資産税と都市計画税は極わずかのため除外

公共用地

固定資産税と都市計画税は非課税のため除外

しかしながら、次の地方交付税の算定式を考慮すると、税増収は約 7500 万円にまで縮小します。

地方交付税額 = 基準財政需要額(単位費用 × 測定単位 × 補正係数) - 基準財政収入額(法定普通税収の見込額 × 0.75 + 特例交付金の一定割合 + 地方譲与税)

地方交付税額 =  $-3 \text{ 億} \times 0.75 = -2 \text{ 億 } 2500 \text{ 万円}$

⇒ 税収増は、 $3 \text{ 億} - 2 \text{ 億 } 2500 \text{ 万円} = 7500 \text{ 万}$

そのような状況下において、次の点のご所見をお伺いいたします。

・商業施設は開業するものの、他市では、地元企業の多くが出店すらできないケースが

多くみられますが、市としての対策

- 産婦人科開設のため、随意契約で市有地を売却したものの、産婦人科はできない上に違約金を請求しても逆に調停を申立てられた交野病院問題により、枚方に隣接する地域へ交野病院が移転し、交野市中心部の商業へ痛打を与えている上に、商業施設の開業により、交野市中心部の商業へ壊滅的な打撃を与える可能性があることから、市としての対策

## 文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 1月20日  
担 当 部 局：地 域 社 会 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本景議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

旧大規模小売店舗立地法では、小売事業者の事業機会の確保を目的に、立地企業と小売事業者や商業団体等の間で、出店配慮等も含めまして様々な調整が義務付けられておりました。

平成12年6月に施行された新大規模小売店舗立地法では、立地周辺的生活環境の保持を目的とした法律となったため、出店配慮等の小売事業者や商業団体等との調整については、法の趣旨からして義務はございません。

現状、商店街周辺には量販店が出店しておりますが、地元商店街等と共存しているのが実態でございますので、量販店のテナント出店の有無に関しましては、商業者の意思によるものと考えております。

しかしながら、星田北に関しましては、開発事業者からテナント出店の募集について、広く周知するとの説明を聞いており、地元商業者から出店意向がございましたら募集関連の情報について提供させていただきます。

なお、本市に限らず、全国的に商店街は、量販店の進出、自家用車の保有率の向上、事業主の高齢化による後継者不足等もあって、衰退の傾向にあるものと考えられております。

そのため、商店街の事業主にも消費者ニーズを的確に捉え、販売する商品やサービス等の創意工夫が重要となり、量販店にはない個店独自の強みを生かす取組が必要となります。

本市では、事業主の創意工夫をサポートするため、身近な相談窓口として、経営相談事業を実施するとともに、事業主の共助の仕組みである商店街の活性化事業に対し、支援しているところです。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 19 号
受付日	平成28年 1 月 12 日
送付日	平成28年 1 月 12 日
答弁受理日	平成28年 2 月 5 日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	企画財政部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

星田北・星田駅北の開発は、交野市にとって、2番目の土地区画整理事業となる見込ですが、過去に行われた土地区画整理事業について、しっかりとした検証をすることがきわめて重要です。施行面積約9.36haの河内磐船駅北の土地区画整理事業について、次の点お伺いいたします。

- ・総事業費
- ・保留地処分金額
- ・国補助金額
- ・一般財源ベースでの事業費支出年度別の事業費支出金額
- ・起債年度別の起債金額
- ・償還年度別の元金及び利息の支払金額
- ・年度別の固定資産税と都市計画税の増加額



別記様式第2号（第7条関係）

## 文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年2月3日

担 当 部 局： 企画財政部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本議員の文書質問について、  
別紙のとおり答弁いたします。

○河内磐船駅北の土地区画整理事業について

・総事業費

約17.7億円

・保留地処分金

約5.8億円

・国補助金

国・府あわせて約6.0億円

・一般財源ベースでの事業費支出年度別の事業費支出金額

平成6年度 0.15億円

平成7年度 0.06億円

平成8年度 0.5億円

平成9年度 1.0億円

平成10年度 4.1億円

・起債年度別の起債金額及び償還年度別の元金及び利息の支払金額

起債発行なし

河内磐船駅北土地区画整理事業 固定資産税及び都市計画税の税込実績

施行者 交野市河内磐船駅北土地区画整理組合  
 施行期間 平成6年9月～平成12年9月  
 面積 約9.36ha  
 減歩率 約22%

(千円)

年度	税込		
		土地	家屋
平成12年度	27,000	24,000	3,000
平成13年度	31,000	27,000	4,000
平成14年度	55,000	29,000	26,000
平成15年度	56,000	29,000	27,000
平成16年度	60,000	29,000	31,000
平成17年度	62,000	30,000	32,000
平成18年度	62,000	33,000	29,000
平成19年度	72,000	36,000	36,000
平成20年度	72,000	35,000	37,000
平成21年度	76,000	39,000	37,000
平成22年度	77,000	39,000	38,000
平成23年度	77,000	39,000	38,000
平成24年度	75,000	39,000	36,000
平成25年度	75,000	39,000	36,000
平成26年度	75,000	39,000	36,000
平成27年度	75,000	39,000	36,000
合計	1027,000	545,000	482,000

平成11年度までは、データベースとして保存されていないため不明